

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	15	府省庁名	内閣府子ども・子育て本部
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 仕事と家庭の両立を支援するため、やむを得ず認可外保育施設等を利用する場合に要する費用の一部について、税制上の所要の措置を講ずる。 ・ 特例措置の内容 やむを得ず認可外保育施設等を利用する場合に要する費用を対象とする新たな税額控除を創設する。 		
関係条文	所得税法第57条の2、地方税法第313条第2項		
減収見込額	[初年度] (—) [平年度] (—) [改正増減収額]	(単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公費による支援のない認可外保育施設やベビーシッターの利用に要する費用の一部について、税額控除の対象とする税制上の措置を講ずることにより、認可保育所を希望しながら、やむを得ずこうしたサービスを利用する方々の負担を軽減し、もって、若い世代が安心して結婚し子どもを産み育てやすい環境や女性が働きやすい環境の整備を目指す。 <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国の少子化の状況は、社会経済の根幹を揺るがす危機的状況にあるとの認識の下、平成27年3月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では、今後5年間で「集中取組期間」と位置づけ、政策を集中投入することとされている。 このなかで、子育て支援施策の一層の充実が「重点課題」の筆頭に掲げられている。 ○ また、安倍内閣では「女性が輝く社会」の実現を重要課題としており、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立・施行している。 今後とも、女性の就業者数は増加を続けることが見込まれ、保育サービス等の確保がこうした取組推進の前提となっている。 ○ このため、平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度の実施やこれに先立つ「待機児童解消加速化プラン」の推進により、保育サービス等の「量の拡充」を計画的に図り、女性の活躍促進に取り組んでいるところである。 一方、労働者の働き方や子育てをとりまく環境が多様化する中、また、地域によって利用できる子育てに係るサービスに差異がある中、大都市部を中心に、子ども・子育て支援新制度に基づく公的サービス以外の、認可外保育施設・ベビーシッターを利用する子育て家庭が存在する。 ○ このような認可外保育施設等の利用に要する費用は、子育て家庭が就労することに伴い必要となる経費であり、その一部について、税額控除の対象とする税制上の措置を講ずることで、仕事と育児の両立をしやすくし、子育て家庭の負担を軽減する必要がある。 		

	<p>(参考) 「平成 29 年度与党税制改正大綱」(平成 28 年 12 月 8 日)(抄) 第一 平成 29 年度税制改正の基本的考え方 1 経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革 (1) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し (略) 経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組を進める必要があるが、個人所得課税においては、所得再分配機能の回復を図ることが重要であり、各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく必要がある。</p>
本要望に 対応する 縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ 安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標Ⅶ-1 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること
	政策の達成目標	子育てに要する費用の一部について、税制上の措置を講ずることにより、子育て家庭の負担を軽減し、仕事と育児の両立を推進し、子どもを産み育てやすい社会を実現する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	子育てに要する費用の負担を軽減することで、仕事と育児の両立を推進し、子どもを産み育てやすい社会を実現する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	共働き家庭の増加や若者の雇用・経済的基盤の不安定を背景に、妊娠・出産から子育てを通じ、長期にわたって育児費用の支出を余儀なくされることが、子育て家庭の担税力を減殺している。こうした現状を踏まえ、子ども・子育て支援新制度に基づく公的サービス以外の、認可外保育施設の利用、あるいは休日や夜間・早朝等公的サービスでは必ずしも賄いきれない育児ニーズに対応するベビーシッターの利用の費用の一部について、所得制限を設けること等も考慮しつつ、税制上の優遇措置を講ずることは、有効かつ必要最小限度の措置である。
ページ	15 — 3	

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 28 年度、29 年度に同様の要望を行っている。